

南砺市開発指導の手引き

令和7年4月1日

南砺市

南砺市開発指導の手引き

(趣旨)

第1条 この手引きは、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に定めるもののほか、本市の区域において行う宅地造成事業に関する公共施設等の整備その他に関し、市と当該事業の事業者（以下「事業者」という。）が、協議すべき事項について必要な基準を定めるものとする。

(適用事業の範囲)

第2条 この手引きの適用を受ける事業は、本市区域内で行う都市計画法に基づく開発行為及び宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に準じた開発行為その他宅地開発とみなされる事業で、その面積が0.3ha以上のもの及び南砺市優良住宅団地開発支援事業の対象事業とする。

(1) 住宅用地を分譲することを目的として造成される一団の土地で、計画区画数が5区画以上のもの。

(2) 1区画の最低面積が200平方メートル以上であるもの

(3) 用途地域以外の地域における造成については、230平方メートル以上の区画数が全体区画数の70パーセント以上であるもの。

2 前項の規定にかかわらず、事業者（同一であると否とを問わない。）が連続若しくは隣接して事業を行うときも適用する。

(公共施設等の整備)

第3条 事業者は、道路、河川、公園、緑地、消防水利、上水道、下水道施設、道路消雪施設、雨水調整施設その他の公益施設をこの手引き及び公共施設整備基準（以下「整備基準」という。）に基づき整備しなければならない。

(道路)

第4条 事業者は、開発区域内外において新設又は改良する道路については、整備基準により整備しなければならない。

2 前項の道路の新設又は改良に要した経費については、事業者において負担しなければならない。ただし、国及び地方公共団体が計画し、施行を予定しているものについてはその限りではない。

(河川)

第5条 事業者は、開発区域内外において改修、改良又は、廃止する河川（市が河川として指定する区間）については、整備基準によるものとし、放流する場合も含め河川管理者の同意を得なければならない。

2 前項の河川の改修、改良又は廃止に要する経費については、事業者において負担しなければならない。

(公園、緑地)

第6条 事業者は、開発区域内に設ける公園、緑地については、都市公園法（昭和31年法律第79号）を遵守し、整備基準に基づき計画及び整備しなければならない。

2 公園及び緑地は住民の利便、環境の保全、防災等を勘案して適切な位置に設置しなければならない。

3 前項の公園及び緑地の設置に要する経費については、事業者において負担しなければならない。

(消防水利)

第7条 事業者は、消防署及び市長とあらかじめ協議の上、開発区域内に必要な消防水利を設置基準に基づき事業者の負担において適正かつ合理的に設置しなければならない。

2 消防水利は、消防活動を効率的に行うことができる構造とし、その設置箇所は、適切な位置にしなければならない。

(下水道施設)

第8条 事業者は、開発区域内の整備にあたり、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を図るために適正かつ総合的に計画し整備しなければならない。

2 事業者は、整備基準に基づき、市長とあらかじめ協議の上、受益者負担金賦課済みの土地については、事業者の負担において整備しなければならない。未賦課の土地については、協議の上、市において整備するものとする。

- 3 市下水道処理区域内において、下水道施設を接続する場合は、賦課面積が確定した後に速やかに、南砺市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成16年条例第242号）及び南砺市下水道事業受益者分担金徴収に関する条例（平成16年条例第243号）に基づく受益者負担金（分担金）を納付しなければならない。

（上水道）

第9条 事業者は、開発区域内外の上水道施設の設置にあたり、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るため、南砺市水道事業給水条例（平成16年条例第250号）に基づき、適正かつ総合的に計画し整備しなければならない。

- 2 開発区域内においては、原則として市水道事業の給水を受けるものとする。
- 3 上水道施設の工事は、原則、事業者が南砺市水道配水管敷設基準（水道事業事務取扱要領）に基づき、市長とあらかじめ協議の上、事業者の負担において施工するものとする。ただし、あらかじめ開発区域に必要とする上水道加入金を納付される場合においては、市において整備するものとする。

（道路消雪施設）

第10条 事業者は、道路消雪施設の設置にあたり、整備基準に基づき市長とあらかじめ協議の上、事業者の負担において設置しなければならない。

（雨水調整施設）

第11条 事業者は、開発区域内に必要な雨水調整施設の設置にあたり、整備基準に基づき、市長とあらかじめ協議の上、事業者の負担において設置しなければならない。

（その他公益施設）

第12条 事業者は、ごみ集積場及び防犯灯の設置にあたり、整備基準に基づき、市長とあらかじめ協議の上、事業者の負担において設置しなければならない。

- 2 事業者は、宅地造成事業に伴い、開発区域内に設ける集会場用地の確保の要否については、当該地区の集会場及び公民館の設置状況を考慮し、地元自治会及び地元町内会等の組織とあらかじめ協議をしなければならない。

（公害関係）

第13条 事業者は、開発行為により公害関係法令に定める特定施設の設置及び特定建設作業を実施する場合は、各法令に基づき、知事及び市長と事前協議をしなければならない。

2 前項以外のものであっても環境に悪影響を及ぼすおそれのあるものについては、市長と事前協議をし、環境保全に努めなければならない。

(既存排水路管理者の同意)

第14条 事業者は、開発区域内から出る汚水、雨水を既存排水路に流す場合は、既存排水路管理者と当該施設の機能と管理を適正に図るため必要な協議を行い、同意を得なければならない。

(農業用排水路管理者の同意)

第15条 事業者は、開発区域内から出る汚水、雨水を農業用排水路に流さないものとする。ただし、やむを得ず流す場合は、地元用排水路管理者及び土地改良区用の排水路管理者と当該施設の機能と管理を適正に図るため必要な協議を行い、同意を得なければならない。

(地元自治会及び地元町内会の同意)

第16条 事業者は、地元自治会等に協議し、同意を得なければならない。

2 宅地造成事業を行う事業者は、入居者が所属することとなる自治会等に円滑に参加できるよう協議し、同意を得なければならない。

(埋蔵文化財包蔵地の事前確認)

第17条 事業者は、開発を計画している区域において埋蔵文化財等が埋蔵されている可能性を市長と協議し、埋蔵文化財包蔵地に該当する場合は、事前に埋蔵文化財の保護措置について、市長と協議しなければならない。

2 開発を計画している区域が埋蔵文化財包蔵地に該当しない場合でも、造成工事中、埋蔵文化財等が発見された場合については、遅滞なく市長に報告し、文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により協議し、対応しなければならない。

(公共施設の引継)

第18条 事業者は、市に帰属する公共公益施設を引き継ぐときは、市の立会い検査を経て引き継ぐものとする。

(修補請求)

第19条 市長は、市に引き継がれた公共施設に瑕疵がある場合は、事業者に対して相当期間を定め、その瑕疵の修補を請求することができる。ただし、修補の請求は、施設の管理移管後2年以内に行うものとする。

(その他)

第20条 この手引きで定めるもののほか、必要な事項はその都度、市長が定める。

公共施設整備基準

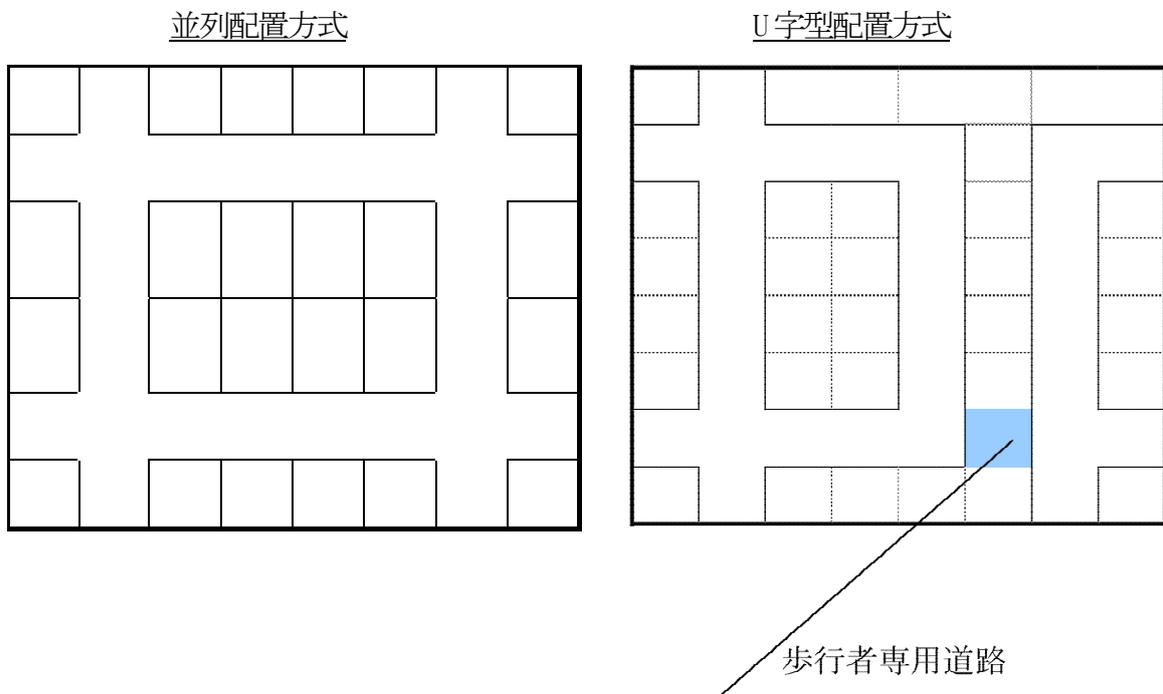
【道路】

(道路計画)

第1条 道路は、南砺市道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成25年条例第7号）（以下「条例」という。）及び第2次南砺市総合計画に整合し、良好な都市環境、交通需要に対応した街区の構成と防災上の安全性を総合的に勘案し、既存道路の機能を阻害することなく、かつ、これらの道路と一体となってその機能が有効に発揮されるよう計画しなければならない。

2 道路網の構成は、街区の構成を考慮し、かつ、予定建築物の用途及び居住者の利便性等を総合的に勘案して計画しなければならない。

3 道路網の効率的な運営を図るため、独立居住地における街区の形状及び規模は、原則として次の図に示すところにより並列配置方式又はU字型配置方式によるものとする。



(道路区分及び構造基準)

第2条 道路の区分及びそれらの構造基準等は、条例に基づき次の表によるものとする。

道路の区分及び構造基準

道路の区分	道路の性格	条例に示す構造基準	設計速度(km)	車線数	車線等の幅員(m)
幹線道路	都市計画決定された道路及び大規模な開発で区域内の発生交通量が著しく多く区域外への集約的役割を果たす道路	第4種第1級	60	2以上	3.25以上
		第4種第2級	50		3.00以上
補助幹線道路	都市計画決定された道路及び相当規模の開発で区域内の骨格道路であり、区域内発生交通量を区域外へ導き、又は区域内相互の連絡をする道路	第4種第2級	50	2以上	3.00以上
		第4種第3級	40		3.00以上
区画道路	開発区域内の街区を構成する道路及び各宅地への直接利用を目的とする道路	第4種第3級	40	2	3.00以上
		第4種第4級	30~20	1	車道幅4
特殊道路	自転車専用道路	※ 条例第9条			
	自転車・歩行者専用道路	※ 条例第10条			
	歩行者専用道路	※ 条例第11条			

(道路の線形)

第3条 道路の線形は、前条の道路の区分に応じ、地形及び土地利用との整合性を考慮しつつ、平面及び縦断の両線形の調和を図るとともに交通の安全性、快適性、維持管理上の支障の有無等を総合的に勘案して計画しなければならない。

2 平面の線形は、設計速度及び線形の連続性を考慮して直線又は直線に近い線形とし、車道の屈曲部は、次の表に示す数値以上の半径による円曲部と緩和曲線とによる曲線形とするともに次の事項を遵守しなければならない。

屈曲部における緩和区間を除いた部分の曲線半径

道路区分	構造基準	設計速度 (km)	最小曲線半径 (m)
幹線道路	第4種第1級	60	150 以上
	第4種第2級	50	100 以上
補助幹線道路	第4種第2級	50	100 以上
	第4種第3級	40	60 以上
区画道路	第4種第4級	30	30 以上
		20	15 以上

3 平面の線形は、原則として袋路状でないものとする。ただし、線形が直線又は、直線に近いもので適当な間隔で回転広場又は当該道路とほかの道路との接続が予定されている場合には、この限りではない。

なお、回転広場の設置についての基準は、道路延長 35m 以下であることとし、サークルターン並びにターンバック等の処置を行わなければならない。

4 縦断の線形は、設計速度並びに降雨時及び冬季の路面状況を考慮し極端な勾配変化部を設けず連続性をもたせるものとして、次の表に示す数値以下の勾配とするとともに歩行者専用道路以外は、階段道路としてはならない。

最急縦断勾配

道路区分	構造基準	設計速度 (km/hr)	最急縦断勾配 (%)
幹線道路	第4種第1級	60	5 以下
	第4種第2級	50	6 以下
補助幹線道路	第4種第2級	50	6 以下
	第4種第3級	40	7 以下
区画道路	第4種第3級	40	7 以下
	第4種第4級	30	8 以下
	第4種第4級	20	9 以下
特殊道路	自転車専用道路		3 以下
	自転車・歩行者専用道路		3 以下
	歩行者専用道路		10 以下

5 前項の規定にかかわらず、地形その他の状況により滑り止め舗装がなされており、かつ車両の通行上支障がなくごく限られた小区間については次の各号に掲げる基準によることができる。

- (1) 区画道路では、10%以下とする。
- (2) 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路では、5%以下とする。
- (3) 歩行者専用道路の階段部では、50%以下とする。

6 車道の縦断勾配が変移する箇所には縦断曲線を設けるものとする。この場合において、縦断曲線の半径及び縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度及び縦断曲線に応じ、条例第24条の規定によるものとする。

(道路の幅員構成)

第4条 道路の幅員は、第2条及び第3条に規定する道路区分に応じ、交通の量と質及び積雪地における状況等を考慮して定めなければならない。

2 道路の幅員は、車道、停車帯、側帯、中央帯、歩道、自転車道、路肩環境施設帯及び排水施設帯で構成するものとする。

3 開発区域内の道路の幅員は、予定建築物の用途及び構造形式と敷地の規模を考慮して定めるものとし、非住宅及び第1種特定工作物に関して一区画の敷地面積が1,000㎡未満のものについてはそれに接する道路の幅員は6m以上とし、1,000㎡以上のものについてはそれに接する道路の幅員は9m以上とする。

4 自転車専用道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路の最小幅員は次の表に示す幅員以上とする。

最小幅員 (単位:m)

	標準	特殊値
自転車専用道路	3	2.5
自転車歩行者専用道路	4	-
歩行者専用道路	2	-

(接続道路に関する規定)

第5条 開発区域と既存道路の接続については、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- 2 開発区域の主要な道路は、原則として開発区域外の幅員 6.5m 以上の既存道路又は市道認定されている有効幅員 6.0m 以上の既存道路に接続しなければならない。ただし、周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められる場合は既存道路の幅員が 4m (有効幅員) 以上の道路に接続しなければならない。
- 3 開発区域内の主要な道路は、原則として接続道路又は既存道路と 2 箇所以上接続するものとする。

(道路の交差点)

第6条 道路の交差点の形状及び隅切りは、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

(1) 道路は駅前広場等で特別な施設を整備した場合を除き、同一箇所において、

同一平面で 5 以上交会させてはならない。なお、交差点の形状は、90° に近い交差角とし、「食違い交差」や「折れ脚交差」とならないようにするとともに主交差は、直線に近い交差として主流交通の一侧に 2 箇所以上の道路が交差しないようにしなければならない。

(2) 道路の交差点における縦断勾配は、交通を安全かつ円滑に流すため沿道の条件が許す限り、できるだけ長い区間を 2.5% 以下の緩勾配としなければならない。

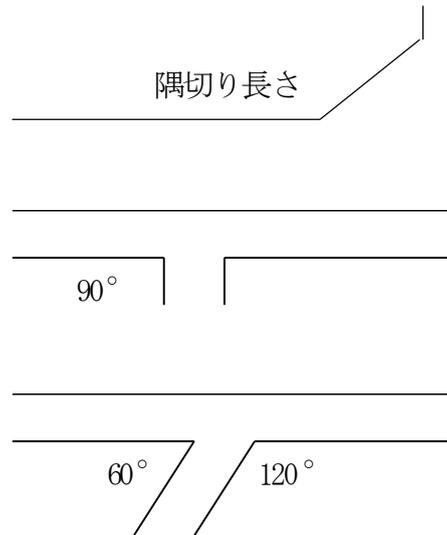
交差点付近の緩勾配区間長の最小値

道路の区分	最小区間長 (m)
第4種第1級	40
第4種第2級	35
第4種第3級	15
第4種第4級	6

(3) 道路が同一平面で接続する箇所では、次により隅切りを設置しなければならない。

ア 双方の道路が歩道を有しないときの隅切りの長さは、次の表に示す長さ以上とする。

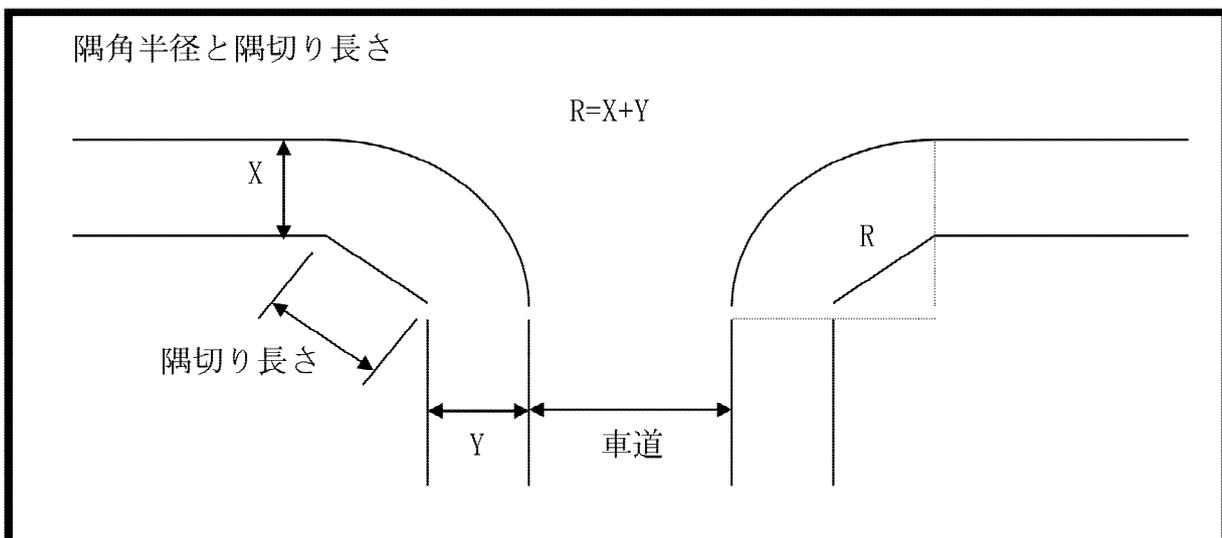
道路幅員	10m	8m	6m	4m
10m	5	5	5	3
	6	6	6	4
	4	4	4	2
8m	5	5	5	3
	6	6	6	4
	4	4	4	2
6m	5	5	5	3
	6	6	6	4
	4	4	4	2
4m	3	3	3	3
	4	4	4	4
	2	2	2	2



※上表の隅切り長さは、上段が90°、中段が60°、下段が120°の場合を示す。

イ いずれか片方の道路が歩道を有している道路で、歩道の幅員が5m以上のときは、歩道の幅員を半径とする曲線で巻き込むものとする。また、歩道の幅員が3.5m未満のときは、歩道の部分を含めてアに規定する隅切り長さとする。

ウ 双方の道路が歩道を有しており、道路の幅員が9m以上のときは、屈折車線を考慮した円曲線によるものとする。また、円曲線（隅角半径）は、次のとおりとし、アに規定する隅切り長さ以上とする。



(停車帯の設置)

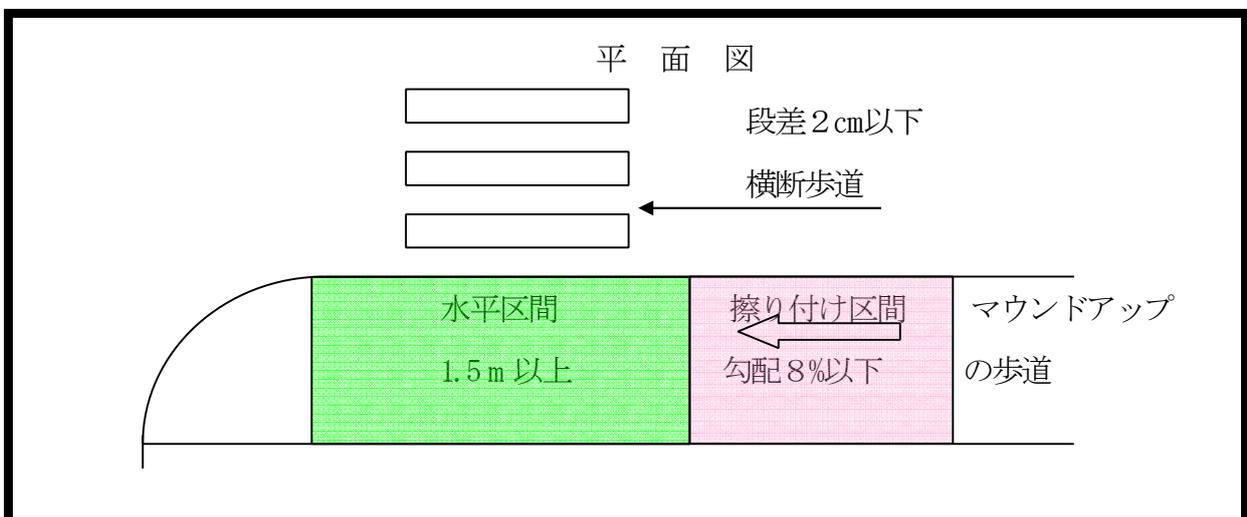
第7条 第4種（第4級を除く。）の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

- 2 停車帯の幅員は、2.5mとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては1.5mまで縮小することができる。

(歩道の設置)

第8条 自動車の交通量が多い道路には、安全かつ円滑な交通を確保するために自転車及び歩行者の通行を分離する必要がある場合においては、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においてはこの限りではない。

- 2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては4 m以上、その他の道路にあつては3 m以上とするものとする。
- 3 路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値にベンチの上屋を設ける場合は2 m、並木を設ける場合は1.5m、ベンチを設ける場合は1 m、その他の場合にあつては0.5mを加えて同項の規定を適用するものとする。
- 4 マウンドアップの歩道のある既存道路に開発区域内道路が接続する場合には、道路交差点部の歩道の巻き込み部及び横断歩道すり付け部は、車椅子が支障なく通行できるように次の図に示す施工とする。



(道路の建築限界)

第9条 道路の車道部における建築限界は、原則として車道面からの空高を5m以上とし、歩道及び自転車道等によっては歩道面からの空高を2.5m以上としなければならない。

(舗装の構造)

第10条 道路はアスファルト舗装を標準とする。

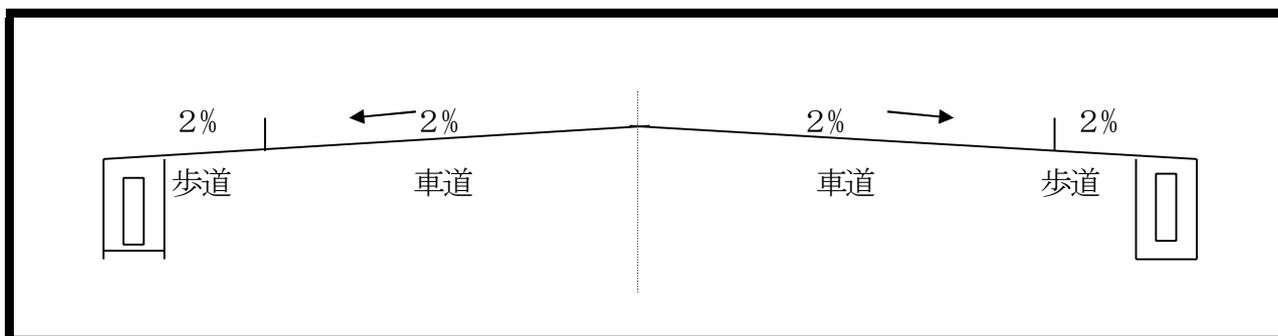
2 舗装の断面構成は、日本道路協会発行の舗装設計便覧等に基づき設計、施工しなければならない。ただし、区画道路で自動車等の交通量が極めて少なく、かつ、路床土の設計CBRが3%以上の道路については、次に示す舗装構造とする。

アスファルト舗装	表層	上層路盤	下層路盤	路床
車道部	AC20FA 5 cm	M-40 15 cm	RC-40 20 cm	★
歩道、自転車道等	AC13 3 cm	RC-40 10 cm	-	-

★路床については、別途協議により決定のこと。

※コンクリート舗装及びインターロッキング舗装については市建設維持課道路維持係と協議すること。

3 舗装路面には、曲線部で片勾配を付する場合を除き、次の図に示すように2%の横断勾配を付する。



(排水施設の設計と構造)

第11条 道路には雨水を有効かつ適切に排出できる排水施設を設けなければならない。また排水施設の断面寸法及び勾配は、次の図に示す算定式で計算し、降雨流出量及び排水能力を持ったものでなければならない。ただし、最低、縦300mm×横300mmの排水断面は確保しなければならない。

雨水流出量の流量計算

$$Q=1/3.6 \times C \times I \times A=1/ (3.6 \times 10^6) \times C \times I \times A$$

ここに、Q:雨水流出量 (m³/sec)

C:流出係数

地形	流出係数	地形	流出係数
屋根	0.90	空き地	0.20
道路	0.85	公園、芝生、広場	0.25
その他の不透面	0.80	勾配の急な山地	0.50
水路	1.00	勾配の緩い山地	0.30

※加重平均により算出しない場合には、0.7を標準としてもよい。

I:流達時間内の降雨強度 (mm/h)

$$I=a/(t+b) \quad [\text{タルボット式}]$$

I(I_r):r年確率の降雨強度

(一般の排水計算に適用する。)

$$I_r=4,600/ (t+29)$$

(宅地造成工事規制区域内の排水計算に適用する。)

$$I_{10}=5,200/ (t+29)$$

a、b:対象地域によって異なる定数

t :流達時間=t₁+t₂

t₁:流入時間 (7分を標準とする。)

t₂:流出時間 (分)

A:集水区域面積(k m²) [A:集水区域面積 (m²)]

- 2 路面排水を受ける側溝及び暗渠は、原則として道路の両側に設けるものとする。この場合において、底部勾配は、0.3~5.0%までとし、かつ流速は0.5m/sec~3.0m/secまでの範囲とする。

排水路の流量計算

$$Q=A \times V \quad [\text{マニング公式}] \quad V=1/n \times R^{2/3} \times I^{1/2}$$

ここに、Q:流速 (m³/sec)

A:流水の断面積 (m²)

V:流速 (m/sec) n:粗度係数

R:径深 (m) R=A/P

P:流水の潤辺長 (m)

I:勾配 (%)

- 3 排水施設には、流路の方向、勾配、断面等が著しく変化する箇所、暗渠となる始点箇所及び清掃のため必要となる箇所に柵又はマンホールを設けなければならない。
- 4 排水施設は、土圧、自動車荷重（設計自動車荷重は25t）その他の外力に十分耐えるとともに清掃が容易に行える構造（側溝蓋とグレーチングの割合は9：1）とし、コンクリート製でなければならない。
- 5 側溝及び街渠の標準構造は、富山県土木部発行による『土木構造物標準設計図』に基づいたものとする。

(橋梁及び道路の地下構造物)

第12条 道路橋及び道路を横断するような地下構造物は、鋼構造またはコンクリート構造とし、その設計基準は、日本道路協会発行による示方書及び指針に基づき、その設計自動車荷重は25tとする。

(交通安全施設)

第13条 道路（開発区域に隣接する道路も含む）には、交通事故の防止を図るための交通安全施設を設けなければならない。

- 2 自動車の交通量が極めて多く、かつ、そこを横断する歩行者等の交通量も相当にあり交通事故の多発するおそれがある箇所には、立体横断歩道を設けなければならない。
- 3 防護柵を設置する箇所は、次の各号によらなければならない。
 - (1) 道路が屈折しているところ、鉄道及び用排水路に近接しているところ。
 - (2) 路外地と1m以上の高低差があるところ。
 - (3) 公園、遊園地等があり子供の飛び出しが予想される場所。
 - (4) その他危険と認められる箇所及び歩行者保護のため必要と認められる歩道。
- 4 交差点や道路の屈曲部及び夜間においては、特に照明が必要と認められる箇所には、道路照明灯を設けなければならない。
- 5 見通しの悪い交差点や道路の屈曲部には、道路反射鏡を設置するとともに視線誘導標が必要と認められる箇所については、自動車等を有効に誘導できる間隔でスノーポール兼用の視線誘導標を設置しなければならない。

6 開発区域内の交差点、開発区域と既存道路との交差点について、公安委員会と協議し、「止まれ」の規制標識、路面表示等を設置すること。

(道路に接続するがけ面の保護)

第14条 道路に接するがけ面は、がけの高さ、土質及び荷重等を考慮し、崩壊に対して十分に安全な措置が講じられているとともに、落石やなだれに対する措置が講じられていなければならない。

(擁壁の構造)

第15条 擁壁は、コンクリート造、コンクリートブロック造及びJIS認定規格プレキャストコンクリート擁壁を標準とする。

2 擁壁の構造は日本道路協会発行の「道路土工要綱」等に基づき設計、施工しなければならない。ただし、区画道路で自動車等の交通量が極めて少ない道路については、富山県土木部発行による「土木構造物標準設計図」に基づいたものとする。

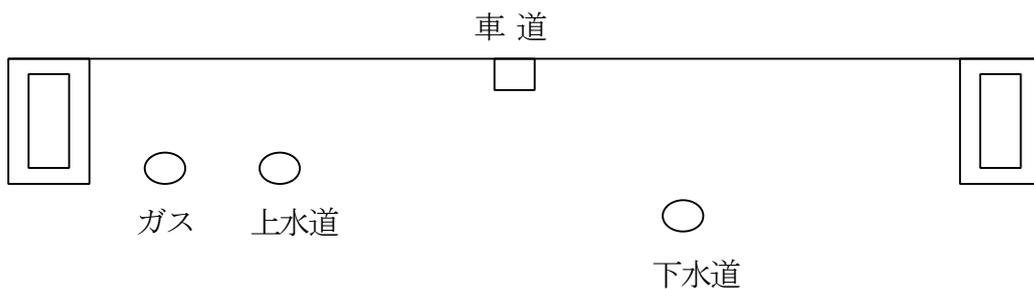
(道路敷きの境界明示)

第16条 道路には、その敷地境界を明示する恒久的な境界施設を設けなければならない。

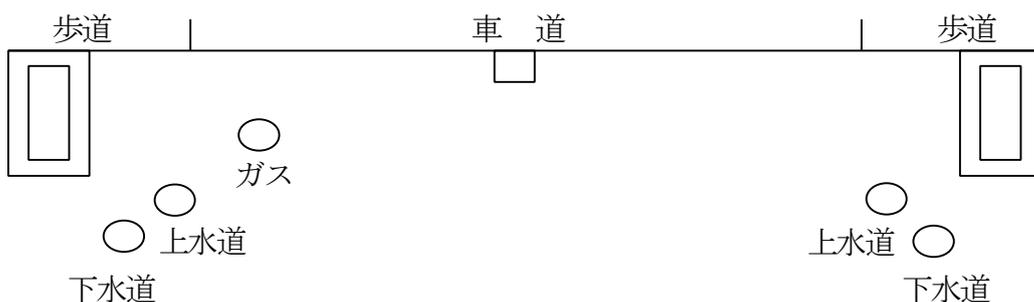
(道路の埋設物件)

第17条 道路に埋設する物件は、舗装工事に先行して埋設しなければならない。

標準配置図



標準配置図



【河 川】

(河川流域)

第 18 条 開発行為により河川を改修しようとするときは、下流に様々な影響を与えるおそれがある場合、その河川の改修の全部が完成するまでの間、開発区域内で流出量の調整を図り、下流に被害を生じさせないようにしなければならない。

(工事施工区分)

第 19 条 開発行為により河川の改修を必要とするときは、次の事項に掲げる区分に応じて行うものとする。

- (1) 開発区域内の河川については、事業者において行うこと。
- (2) 開発区域外の河川については、開発地域の規模により市長が指定する区間は、事業者において行うこと。

(計画基準)

第 20 条 河川の改修計画は、次の各号に掲げる基準により策定しなければならない。

- (1) 計画高水流量は、10 年及び 30 年の確率降雨強度により次に示す合理式で算定する。

雨水流出量の流量計算

$$Q=1/3.6 \times f \times R \times A$$

ここに、Q:雨水流出量 (m³/sec)

f:流出係数

山地	農地	市街地
0.7	0.6~0.7	0.8~0.9

R:洪水到達時間の降雨強度

A:集水区域面積 (k m²)

(2) 河道断面の流下能力は、次の図に示すマニング公式により算定する。

$$Q=A \times V \quad [\text{マニング公式}]$$

$$V=1/n \times R^{2/3} \times I^{1/2}$$

ここに、Q:流量 (m³/sec)

A:流水の断面積 (m²)

V:流速 (m/sec) n:粗度係数

一級河川	0.030~0.035
三面張河川	0.025

R:径深 (m) R=A/P

P:流水の潤辺長 (m)

I:勾配 (%)

(3) 前2号の規定により算定された平均流速は、護岸及び河床部の状況により
0.8m/sec から 4m/sec までの範囲とする。

(4) 堤防余裕高さは、0.3m以上とする。

(管理用通路)

第21条 河川には、原則として兩岸に幅員3m以上の管理通路を設けなければならない。

(河川工作物等に関する規定)

第22条 河川工作物等については、河川法(昭和39年法律第167号)を準用し事前に市長と協議し、許可を受けなければならない。

(河川敷地の境界明示)

第23条 河川敷地と民有地等の境界には、境界壁を設置しなければならない。

【公園・緑地】

(公園の設置基準)

第24条 公園の設置計画にあたっては、南砺市移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成25年条例第11号）に基づくとともに、地形・植生その他の自然条件をも勘案して適性に計画しなければならない。

- 2 公園の開発区域内の住民の利便性を考慮し、有効かつ安全に利用できる位置に正方形、長方形等著しい狭長屈曲のない形状で道路に接して設置しなければならない。
- 3 公園の設置面積は、次の表によらなければならない。

開発区域の面積	公園、緑地等の面積	備考
0.3ha 以上 5.0ha 未満	開発区域面積の3%以上	公園、緑地、広場 (開発区域の周辺に相当規模の公園等があるときや用途が住宅以外であり、かつ敷地が1である場合で特に必要がないと認められるときはこの限りではない)
5.0ha 以上 20ha 未満	開発区域面積の3%以上でかつ1箇所300㎡以上（うち1,000㎡以上のものが1箇所以上）	公園 (用途が住宅以外である場合は、公園、緑地又は広場)
20ha 以上	開発区域面積の3%以上でかつ1箇所300㎡以上（うち1,000㎡以上のものが2箇所以上）	公園 (用途が住宅以外である場合は、公園、緑地又は広場)

(技術基準)

第25条 公園は公園の規模、形状に応じて次の各号に掲げる基準を満たしたものでなければならない。

- (1) 公園内の緑被率は、30%以上を原則とし、高木及び中低木を配し緑化に努めなければならない。

(2) 公園の出入り口には、車両等の乗り入れ禁止柵を設け、幅員2.0m以上の進入口を設けなければならない。(なお、進入口の幅員は、設置する遊具及び各施設設置計画との安全性、維持管理面を考慮し決定しなければならない。)

(3) 公園内に設置する各施設については、安全性及び維持管理面を考慮し、市長と協議の上、設置しなければならない。

なお、原則として遊具施設は設けない。ただし、遊具施設を設置するときは、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(平成26年6月改訂版)」に基づき設置しなければならない。

(公園の維持管理)

第26条 公園の通常管理は、事業者及び地元自治会等の組織で行うものとする。通常管理とは、公園の草刈、清掃及び樹木の剪定等を指す。

2 遊具施設は市へ帰属しないものとし、管理、修繕及び点検等は事業者、地元自治会等の組織が行うものとする。

【消防水利】

(消防水利設置基準)

第 27 条 消防水利の設置基準は、次のとおりとする。

(1) 設置する消防水利は、開発行為に係る防火対象物を次表の距離で包含できること。

用途地域		距離(半径)
市街地又は密集地	近隣商業地域、商業地域、工業専用地域及び工業地域	100m
	上記以外の用途地域及び用途地域の指定がされていない地域	120m
上記以外の地域		140m

(2) 消火栓

ア 消火栓は、原則として地上式又は地下式で、不凍型とする。

イ 消火栓の吐出口径は、呼称65ミリメートルの町野式オス金具とする。

ウ 消火栓に至る配管は、150ミリメートル以上の管で配管するものとする。ただし、管網となる場合は、75ミリメートル以上の管とすることができる。

(3) 防火水槽

ア 防火水槽は耐震性を有したものとし、その貯水量は、40立方メートル以上とする。

イ 防火水槽の構造等は、消防水利の基準を定める告示（昭和39年消防庁告示第7号）に適合したものとする。

(4) その他

ア 幹線道路（主要道路を含む。）については、道路の上下線に均等に配置すること。

イ 消防水利は、消火栓又は防火水槽とし、本条の規定により必要となる消防水利の総数のうち、少なくとも総数を5で除して得られる数（小数点以下は、四捨五入する。）は、防火水槽とするものとする。ただし、消防水利の総数が4以下の場合は、全て消火栓にすることができる（公の建物には防火水槽の設置が望ましい）。

2 前項の消防水利を設置するにあたり、地形その他の状況等から判断して、将来にわたり建物を設けないことが明確な場合、又は小規模な建物等で火災の拡大危険が少ない場合などにおいて、署長が認める場合はこの基準を適用しない。

(消防水利の標識)

第28条 事業者は、消防水利を設置したときは、その施設の所在を明示する標識を設置しなければならない。

2 前項の標識は、消防水利の標識について(昭和45年消防法第442号)に定める標識を明示するものとする。なお、標識板は、アルミ製反射型両面標識とする。

3 前項の明示の方法は、消火栓、防火水槽の設置位置、道路状況等設備上特に困難な条件がある場合のほか、原則として消火栓及び防火水槽の直近(概ね5メートル以内)に掲示し、支柱方式又は電柱方式で表示するものとする。

4 消防水利には、標識の他、施設周りにマーキングを施さなければならない。

(消防水利の検査)

第29条 事業者は、消防水利設置の工事が完了したときは、署長等を含む関係者の立会いのもと、完成から4日以内に検査を受けなければならない。

2 事業者は、前項に規定する検査終了後、防火水槽に水を満たし、以降7日間漏水の有無を調査し、その結果を遅滞なく署長に報告しなければならない。

(消防水利の帰属)

第30条 消防水利のうち、国、県の道路用地及び市に帰属する用地に設置された施設については、市で管理を行う。また、それ以外の用地に設置されるものについては、事業者の管理とする。

【下水道施設】

(計画)

第31条 下水道施設の計画については、当該開発区域内やその下流域を含め、下水道法等関係法令及び南砺市下水道条例等を遵守し、市長とあらかじめ協議の上、整備しなければならない。

2 開発区域内の下水道施設の整備は、分流方式（雨水と汚水を分離）とし、雨水は道路側溝等に排水し、汚水は市下水道施設に接続しなければならない。なお、開発区域が市下水道処理区域とならない場合は、原則として集中合併処理浄化槽等により汚水処理を行うものとする。また、開発行為完了後に下水道処理区域となった場合においても、敷設された管渠等を利用することができる計画としなければならない。

(施工業者)

第32条 開発区域内の下水道施設の整備は、南砺市において土木一式工事の入札参加資格を有しており、過去10年間に市発注の管きょ及び取付管工事の施工実績があるものとする。

(整備基準)

第33条 下水道施設整備基準は、次のとおりとする。ただし、基準に適合しない計画により整備する場合には、市長とあらかじめ協議しなければならない。

(1) 管渠は、以下のとおりとする。

○公共下水道事業区域

区分	材 質	内径	勾配	土被り
本 管	リブ付き硬質塩化ビニール管	200 ミリ以上	0.3%以上	1.2m
取付管	硬質塩化ビニール管	150 ミリ以上	1.0%以上	1.0m

○特定環境保全公共下水道事業区域・農業集落排水事業区域

区分	材 質	内径	勾配	土被り
本 管	リブ付き硬質塩化ビニール管	150 ミリ以上	0.4%以上	1.2m
取付管	硬質塩化ビニール管	100 ミリ以上	1.0%以上	1.0m

(2) 本管との取付部は、取付管の管底部が本管の管頂を中心に120°の間となるよう取り付け。

(3) 取付管の接続間隔は、1 m以上とする。

- (4) マンホールは、1号マンホールを原則とし、設置間隔は100m以下、マンホール間は、直線とし可とう継ぎ手で取り付ける。また、マンホール蓋は、市の使用認定を受けたものと同等以上のものとする。
- (5) 公共柵は、官民境界から1m以内とし、市公認の柵蓋と同等品以上の鋳鉄製保護蓋を使用する。柵深は、画地の大きさに応じた適切な深さとし、最低柵深は、計画地盤より0.8mとする。

(工事検査)

第34条 事業者は、下水道施設の整備について必要な段階確認等及び完成検査を受けなければならない。

(管理移管)

第35条 事業者は、整備が完了した下水道施設について、市長が前条の完成検査により合格したと認めたときは、公共施設帰属要領に基づき、管理を移管するものとする。

(集中合併処理浄化施設の設置)

第36条 第31条第2項に基づき設置する集中合併処理浄化槽は、水質汚濁防止法に基づく排水基準を満たし、処理能力についてはBOD 20mg/l以下、SS 60mg/l以下となるよう維持管理し、かつ、汚水処理量は1戸当たり5人、1人当たり225l/日以上 of 汚水処理能力を有するものを設置しなければならない。

2 前項の施設は、事業者の費用負担により当該開発行為の完了までに設置しなければならない。

3 第1項の施設の設置にあたり、既存排水路や農業用水路に排水する場合は、排水先の機能や利水状況等を考慮し、地元や土地改良区等の用排水路管理者と必要な協議を行い、同意を得なければならない。

(集中合併処理浄化施設等の管理)

第37条 第31条第2項に基づき設置する集中合併処理浄化槽を含む下水道施設(個人の敷地内に設置する第1柵から下流の管路等の施設をすべて含むものとする)の管理者は、事業者の責任において決定し、その管理内容について、市長に別添届出書により施設管理図とともに、施設の稼動までに報告しなければならない。

- 2 集中合併処理浄化槽は、開発行為完了後に下水道処理区域となり接続を切り替える際には、事業者が接続及び浄化槽の撤去を行うものとする。

【道路消雪施設】

(整備基準)

第38条 富山県土木部発行の『土木構造物標準設計図』に基づき整備しなければならない。また吐き出し口の断面積が21㎡以上の揚水設備については、「富山県地下水の採取に関する条例」(昭和51年富山県条例第1号)に基づき揚水設備の設置等について知事へ届け出なければならない。

2 整備基準として次に掲げる各号基準により適切に設置しなければならない。

- (1) 地下水保全のため交互散水方式を採用し地下水の使用の節減に努めること。
- (2) 井戸深は100m以上とすること。
- (3) 揚水設備には遠隔式の流量計を設置すること。
- (4) 降雪感知器を設置すること。
- (5) 井戸のケーシング及びスクリーンは、市長と協議の上、設置すること。
- (6) 操作盤の設置箇所については、幅員6m以上の市道に面するものとし、市長と協議の上、設置すること。
- (7) 操作盤、ドレンには市が使用している鍵で開閉できる規格のものを設置すること。また、消雪ノズルの規格についても、市長と協議の上、設置すること。
- (8) 低水位ポンプ自動停止装置を設置すること。
- (9) 降雪感知器の周辺にセンサーの不具合を生じさせるものは、設置しないこと。

3 移管を予定している施設は、施工の際、市の段階確認を受けること。

(宅地造成事業の道路消雪施設の移管・維持管理)

第39条 施設の移管は事業者からの書面による申請により行うものとする。

2 市に移管する宅地造成事業の道路消雪施設については、全区画の過半数以上が入居した翌年度の12月1日から市に帰属するものとし、全区画の過半数以上が入居した翌年度の11月までに検査を受けておかななければならない。

3 検査によって管理上支障があり施設の補修及び改善等必要な措置を命ずることがあった場合には、事業者の負担において対応しなければならない。

【雨水調整施設】

(整備基準)

第40条 農業用排水路に雨水排水を流出する場合には、田としての流出係数で農業用排水路を整備されたものが南砺市では大半を占めるため、事業者は、原則としてその開発区域が農業用排水路に流出していた水量に調整する機能を備えるよう計画し、整備しなければならない。ただし、河川管理者及び用排水路管理者が必要ないと認める場合については、この限りではない。

- (1) 雨水流出量の流量計算については、第11条によるものとする。
- (2) 農業用排水路に流出する場合、開発行為に係る面積が0.3ha以上のものは、雨水排水を貯留する機能を設けること。
- (3) 雨水調整施設の洪水調整容量については、30年確率雨量強度を採用すること。
- (4) 農業用排水路に流出しない場合、開発行為に係る面積が5ha以上のものは、雨水調整施設を設けることとし、附随施設として沈殿池機能を併設すること。この場合の流入砂の貯砂量は $50 \text{ m}^3/\text{ha}$ を標準とすること。
また、面積が5ha未満の場合においても、必要性があると認められる場合は、市長と協議の上、雨水調整施設を設けること。
- (5) 宅地造成事業に伴う雨水調整施設の日常的な管理については、事業者及び地元自治会等の組織で行うものとする。日常的な管理とは、草刈り、堆積土の搬出、施錠用鍵の維持管理修繕等を指す。雨水調整施設の構造物については、市が帰属を受けるものとする。なお、宅地造成事業以外で設ける雨水調整施設については、事業者の帰属とし、事業者の責任において管理を行うものとする。

【その他の公益施設】

(ごみ集積場)

第41条 ごみ集積場の設置場所については、既存ゴミ集積場を優先し、市長と協議の上、事業者の負担において設置すること。

2 一般廃棄物の保管場所は、収集車両が通行可能な道路に面して設け、収集車両（基本的に4t車以上）が横付けして、スムーズに収集できるようにすること。ただし、一般廃棄物の保管場所を道路に面して設置出来ない場合は、収集車両が前進のままで一般廃棄物の保管場所に寄り付き、通り抜けが出来る道路又は転回路を設けること。一方通行や幅員の狭い道路上に設ける場合は他の通行車両の支障とならないこと。なお、収集車両が桁等の下を通過する必要がある場合は、その高さを概ね3.1メートル以上確保すること。

3 集積場の面積は、1世帯あたり0.2㎡として算出すること（算出した面積が3.0㎡未満であっても、集積場の面積は3.0㎡以上とする）。また、一般廃棄物の取り出し口に開閉扉等を設置する場合は、外側に180度開く観音開き戸、引き戸、アコーデオンドア等とし、収集車両への積み込み作業に支障がない構造とし鍵を設置しなければならない。

(防犯灯の設置)

第42条 開発区域内外の防犯灯の設置については、当該地区の設置状況を考慮し、市長と協議の上、事業者の負担において設置すること。また、防犯灯の電気料については、事業者、地元自治会及び地元町内会等の組織が負担するものとする。

(集会場用地)

第43条 開発区域内に集会場用地が必要な場合においては、事業者の負担において確保し、事業者、地元自治会及び地元町内会等の組織で管理しなければならない。また、この集会場用地はその開発で設置する公園用地に隣接させるよう努めなければならない。

【その他】

(電柱の設置)

第44条 開発区域内の電柱については、原則として民地に設置しなければならない。ただし、やむを得ず公有地に設置することになった場合には、当該用地管理者に協議の上、設置しなければならない。

(市が帰属を受ける公共公益施設の通常の維持管理)

第45条 市が帰属を受ける公共公益施設のうち道路側溝の清掃、公園、緑地、雨水調整施設等の通常の維持管理及びごみ集積場の清掃等は、原則として事業者、地元自治会及び地元町内会等の組織で行うものとする。

(公共公益施設に設置する市に帰属されない占用物件の管理について)

第46条 公共公益施設に設置する市が帰属を受けない占用物件の管理については、事業者の責任において管理を行うものとする。

(宅地造成事業の取り扱いについて)

第47条 宅地用地を分譲することを目的として造成される一団の土地であって、計画区画数が5区画以上のものとする。また、1区画の最低面積が200平方メートル以上とし、用途地域以外の地域における造成については、230平方メートル以上の区画数が全体区画数の70%以上とする。

(工事完了公告前の建築物の建築)

第48条 工事完了公告前の建築物の建築については、都市計画法第37条第1項の規定に基づき、工事完了公告前の建築物の建築承認を受け、建築確認申請許可後、建築しなければならない。

(その他)

第49条 この公共施設整備基準で定めるもののほか、必要な事項はその都度市長が定めるものとする。

事務手続き要領

(開発許可申請書の提出)

第1条 事業者は、開発許可申請書の提出にあたり、公共施設を管理する市の関係部門と事前相談を行い、都市計画法第32条の規定に基づく協議申請書を提出し、審査を受け協議の合意した事項について協議書を締結するものとする。なお、同法第32条に基づく協議を要しない場合であっても事前審査を受けなければならない。

2 事業者は、前項の規定による審査の結果、変更を要するときは、計画図書等を修正の上、当該開発行為にかかる各法令の手続きを済ませ、それら関係書類を添付し、開発許可申請書を提出するものとする。

(開発許可後に行う工事の取り扱い)

第2条 事業者は、開発許可後に行われる工事については、申請内容を遵守して行わなければならない。しかし、申請内容に変更が生じた場合は、遅滞なく市長と協議の上、変更申請書を提出しなければならない。

2 事業者は、公共公益施設の施工について、富山県土木工事共通仕様書に従い施工し、品質管理を行わなければならない。

3 事業者は、公共施設（市が管理を引き継ぐもの及び公共施設を編入し整備するもの。）の工事に伴い、工事完了検査前に行わなければならない検査（路盤、埋設物等）にあたっては、公共施設管理者である市長と協議し、検査を受けなければならない。

4 事業者は、工事着手前に公共公益施設の整備にかかる材料の承諾を得るため、市長に工事にかかる材料の承諾願いを提出しなければならない。

(工事完了に伴う検査)

第3条 事業者は、工事完了後、市長に工事完了届を提出し検査を受けなければならない。また、この工事完了届の提出にあたっては工事写真撮影要領に基づいた写真を提出しなければならない。

2 その検査によって管理上支障があり、施設の補修及び改善等必要な措置を命ずることがあった場合は、事業者の負担において対応しなければならない。

(工事完了後の公共施設用地の帰属)

第4条 事業者は、都市計画法第40条の規定により、工事完了公告の日の翌日において、市に帰属手続きを行わなければならない。

2 前項の規定により、帰属並びに寄付採納を行う公共公益施設用地については、公共施設帰属要領に基づき提出するものとする。

(開発行為の廃止)

第5条 許可を受けた開発行為に関する工事を廃止する場合には、「開発行為に関する工事の廃止の届出書」を許可権者に提出しなければならない。

2 前項の規定により、工事がむやみに廃止された場合、開発区域とその周辺地域の生活環境の悪化（土砂の流出、溢水等の被害）が懸念されるので、宅地防災上必要な措置を講じ、市長に報告しなければならない。（開発行為の廃止とは、許可を受けた開発行為の全部について廃止することをいい、開発行為の一部を廃止する場合は、変更許可申請を提出することとなる。）

(その他)

第6条 この要領で定めるもののほか、必要な事項はその都度市長が定める。

工事検査写真要領

(適用範囲)

第1条 この工事写真撮影要領は、開発行為に適用するものであり、これにより困難と判断される場合及び記載のないもの等については市長の指示に従うものとする。

第2条 工事写真は、サービス版程度とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる大きさにすることができる。

- (1) 着手前、完成写真等 キャビネ版又はパノラマ写真
- (2) 市長が指示するもの その指示した大きさ

(整理方法)

第3条 写真は原則としてA4縦版の写真帳にて整理し、電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いるものとし、(有効画素数100万画素程度、プリンターはフルカラー300dpi以上、インク・用紙等は通常の使用のもとで3年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。)整理内容は次の各号によるものとする。

- (1) 工事着手前の全体写真
- (2) 工事中的写真[各種別、細別ごとに工事の進捗順とする。](市が管理を引き継ぐもの及び公共施設を編入し整備するものに該当しなければ不要)
- (3) 工事の竣工写真
- (4) 使用材料[形状寸法について各品目毎に1回]及び立会いの写真[検査実施状況をその都度]
- (5) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等を写真帳に添付する。

(工事中的の撮影方法)

第4条 工事中的の撮影については、当該箇所に掘削深、掘削幅、基礎幅、厚さ、裏込厚又は鉄筋間隔その他構造物主要寸法等、被写体の主眼となる寸法が判断できるようスタッフ等をあてて撮影すること。また、種別、細別、測点並びに被写体の概略断面図または主要寸法を記入した小黒板を置いて撮影すること。

(撮影箇所)

第5条 撮影箇所については、次の各号によるものとする。

(1) 着手前の状況の写真

- ア 工事前の現況写真は、できるだけ工事区間全体を同一画面に収めるようにすること。
- イ 延長が長く、または、その他の状況により一枚に撮影することが困難な場合は組写真とすることができる。

(2) 工事施工中

- ア 基礎工、石積及びコンクリート擁壁工、裏込工、暗渠工、管渠工、舗装工における路盤工等、完成後明視または確認の困難な箇所については、必ず撮影すること。
- イ 鉄筋コンクリート工事においては、鉄筋間隔（2方向から被写体の鉄筋に対して直角に撮影する。）並びに鉄筋の径は、対象物が小さくて目盛が写真上で見えにくいので局部に撮影すること。
- ウ 基礎杭及び地中に埋設される各種の材料は、設計寸法、概略断面図等を記入した小黒板をおいて撮影すること。
- エ 建造物の長さ、巾等が長いと写真距離も長くなり、スタッフやテープの目盛以上となる場合は、あらかじめ尺桿等を作って撮るとよい。ただし、現場で作成した代用尺桿は必ずスタッフを添えて目盛に間違いのないことを証明する写真を撮っておかなければならない。

(3) 工事完了後の状況の写真

- ア 工事完了状況の全景が判明するよう組写真により撮影するものとし、撮影方向は、工事着手前の撮影方向と同一方向より撮影することを原則とする。

(その他の注意事項)

第6条 その他の注意事項については、次の各号に定めるものとする。

- (1) ネガ又は電子媒体による写真データは、工事完了公告日から3年間保有するものとする。
- (2) 提出部数は一部として、特に市の指示した場合は、その部数を提出するものとする。
- (3) 工事写真は、原則としてカラー写真とする。

公共施設帰属要領

(手続き方法)

第1条 事業者は、都市計画法第40条の規定により、工事完了公告の日の翌日において市に下記の手続きにより、帰属手続きを行わなければならない。

2 公益施設用地の寄付についても下記の手続きにより寄付採納手続きを行わなければならない。

(1) 提出時期

原則として工事完了公告日の翌日

(2) 提出書類[正副各一部提出]

○公共施設用地の帰属手続き[建設維持課]

位置図、地形図、地積測量図(写)、登記簿謄本(写)

登記原因証明情報及び承諾書(印鑑証明書付)、県報公告(写)、公図

○公益施設用地の寄附採納手続き[建設維持課]

位置図、地形図、地積測量図(写)、登記簿謄本(写)

登記原因証明情報及び承諾書(印鑑証明書付)、寄附申込書、公図

○市道道路台帳、市道埋設物台帳、道路消雪施設台帳[建設維持課]

建設維持課と協議し作成、提出すること。

○公園、緑地台帳[建設維持課]

建設維持課と協議し作成、提出すること。

○下水道台帳[上下水道課]

上下水道課と協議し作成、提出すること。

○市が管理移管を受けない下水道施設台帳[上下水道課]

上下水道課と協議し作成、提出すること。

○上水道配水管台帳、上水道給水装置工事申請書(給水原票)[上下水道課]

上下水道課と協議し作成、提出すること。

○ごみ集積施設[生活環境課]

生活環境課と協議し作成、提出すること。

(3) 提出先 帰属先担当課へ提出する。

様式集

開発行為許可申請書

<p style="text-align: center;">都市計画法第29条第1項の規定により、開発行為の許可を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">富山県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">許可申請者住所 氏名</p>	<p style="text-align: center;">※手数料欄</p>	
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
	8 法第34条の該当号及び該当する理由	
	9 そ の 他 必 要 な 事 項	
※受付番号	年 月 日 第 号	
※許可に付した条件		
※許可番号	年 月 日 第 号	

- 備考
- 1 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本許可を受けることにより、同法第8条第1項本文の宅地造成に関する工事の許可が不要となります。
 - 2 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号）第73条第1項の特定開発行為は、本許可を受けることにより、同項の許可を受けたものとみなされます。
 - 3 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 4 ※印のある欄は記載しないこと。
 - 5 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄には、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
 - 6 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

開発行為変更届出書

年 月 日

富山県知事 殿

届出者 住所
氏名

都市計画法第35条の2第3項の規定に基づき、開発行為の変更について、下記により届け出ます。

記

1 変更に係る事項

2 変更の理由

3 開発許可の番号 年 月 日 第 号

※ 受付欄

※ 受理欄

※ 備考

備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。

2 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

工事完了届出書

年 月 日

富山県知事

殿

届出者住所

氏名

都市計画法第36条第1項の規定により、開発行為に関する工事（許可番号

年 月 日第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した開発区域
又は工区に含まれる地域の名称

※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日
※ 検 査 結 果	合 否
※ 検 査 済 証 番 号	年 月 日 第 号
※ 工 事 完 了 公 告 年 月 日	年 月 日

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は記載しないこと。

公共施設工事完了届出書

年 月 日

富山県知事

殿

届出者住所

氏名

都市計画法第36条第1項の規定により、開発行為に関する工事（許可番号

年 月 日第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した公共施設が存する開発区域
又は工区に含まれる地域の名称
- 3 工事を完了した公共施設

※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日
※ 検 査 結 果	合 否
※ 検 査 済 証 番 号	年 月 日 第 号
※ 工 事 完 了 公 告 年 月 日	年 月 日

備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は記載しないこと。

開発行為に関する工事の廃止の届出書

年 月 日

富山県知事 殿

届出者住所
氏名

都市計画法第38条の規定により、開発行為に関する工事（許可番号 年
月 日第 号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

- 1 開発行為に関する工事を
廃止した年月日 年 月 日
- 2 開発行為に関する工事の
廃止に係る地域の名称
- 3 開発行為に関する工事の
廃止に係る地域の面積

備考 届出者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

開発行為完了公告前の建築等承認申請書

年 月 日

富山県知事

殿

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏〕

都市計画法第 37 条第 1 号の規定による承認を受けたいので、次のとおり申請
します。

開発許可の年月日及び 番号	年 月 日 第 号
建築物の敷地の所在及 び面積	
予 定 建 築 物 の 用 途	
予 定 建 築 物 の 棟 数 及 び戸数	
申 請 の 理 由	
※ 受 付 欄	※ 承認欄
※ 摘 要	

備考 ※印のある欄は記載しないこと。

建築形態制限区域内における建築許可申請書

<p style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 20px;">富山県知事 殿</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">申請者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称</p> <p style="margin-top: 20px;">都市計画法第 41 条第 2 項ただし書の規定による許可を受けたいので、下記により申請します。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">開発許可年月日番号</td> <td style="width: 70%; padding: 5px; text-align: center;">年 月 日 第 号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">建築物の敷地の所在及び地番</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">予定建築物の用途</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">開発許可に付された制限の内容</td> <td style="padding: 5px;">許可を受けようとする内容</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">申 請 の 理 由</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	開発許可年月日番号	年 月 日 第 号	建築物の敷地の所在及び地番		予定建築物の用途		開発許可に付された制限の内容	許可を受けようとする内容			申 請 の 理 由		<p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">手 数 料 欄</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">富山県収入証紙 をここへはる こと。</p> <p style="text-align: center;">(消印は、しな いこと。)</p>
開発許可年月日番号	年 月 日 第 号												
建築物の敷地の所在及び地番													
予定建築物の用途													
開発許可に付された制限の内容	許可を受けようとする内容												
申 請 の 理 由													
※ 受付欄	※ 許可欄												
※ 備考													

備考 ※印のある欄は記載しないこと。

予定建築物以外の建築物等の新築等又は建築物の用途変更等許可申請書

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>富山県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名又は名称</p>	<p>手数料欄 富山県収入証紙をここへは ること。 (消印は、しないこと。)</p>
<p>都市計画法第 42 条第 1 項ただし書の規定による許可を受けたいので、下記により申請します。</p>	
<p>記</p>	
開発許可年月日番号	年 月 日 第 号
完了公告の年月日番号	年 月 日 第 号
建築物等の敷地の所在及び地番	
開発許可を受けた予定建築物等の用途	許可を受けようとする用途
申請の理由	
※ 受付欄	※ 許可欄
※ 備考	

備考 ※印のある欄は記載しないこと。

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書

<p align="center"> 建築物 の 新築 改築 用途の変更 新設 </p> <p>都市計画法第43条第1項の規定により、</p> <p>第一種特定工作物の新設</p> <p>の許可を申請します。</p> <p align="center">年 月 日</p> <p>富山県知事 殿</p> <p align="center">許可申請者 住所 氏名</p>	<p align="center">※ 手数料欄</p>
<p>1 建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の在する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積</p>	
<p>2 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途</p>	
<p>3 改築又は用途変更をしようとする場合は既存の建築物の用途</p>	
<p>4 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由</p>	
<p>5 その他必要な事項</p>	
<p>※ 受付番号</p>	<p align="center">年 月 日 第 号</p>
<p>※ 許可に付した条件</p>	
<p>※ 許可番号</p>	<p align="center">年 月 日 第 号</p>

備考 1 許可申請者又は工事施工者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 ※印のある欄は記載しないこと。

3 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

開発許可又は建築許可に基づく地位承継届出書(一般承継)

年 月 日

富山県知事

殿

届出者 住所
氏名又は名称

都市計画法第 44 条の規定に基づき地位の承継をしましたので、下記のとおり届出します。

記

承継した開発区域に含まれる地域の名称及び面積	平方メートル
被承継人の氏名又は名称及び代表者氏名	
承 継 年 月 日	年 月 日
開発許可年月日番号	年 月 日 第 号
承 継 の 原 因	

※ 受付欄

※ 受理欄

※ 備考

※ 印のある欄は記入しないこと。

開発許可に基づく地位承継承認申請書(特定承継)

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>富山県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名又は名称</p> <p>都市計画法第 45 条の規定により地位承継したいので、下記により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">承継した開発区域に含まれる地域の名称及び面積</td> <td style="width: 70%; padding: 5px; text-align: right;">平方メートル</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">被承継人の氏名又は名称及び代表者の氏名</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">承 継 年 月 日</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">開発許可年月日番号</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">年 月 日 第 号</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">承 継 の 原 因</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	承継した開発区域に含まれる地域の名称及び面積	平方メートル	被承継人の氏名又は名称及び代表者の氏名		承 継 年 月 日	年 月 日	開発許可年月日番号	年 月 日 第 号	承 継 の 原 因		<p>手数料欄 富山県収入証紙をここへは ること。 (消印は、しないこと。)</p>
承継した開発区域に含まれる地域の名称及び面積	平方メートル										
被承継人の氏名又は名称及び代表者の氏名											
承 継 年 月 日	年 月 日										
開発許可年月日番号	年 月 日 第 号										
承 継 の 原 因											
<p>※ 受付欄</p>	<p>※ 承認欄</p>										
<p>※ 備考</p>											

備考 ※印のある欄は記載しないこと。

既存権利者届出書

年 月 日

富山県知事

殿

届出者 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

都市計画法第34条第13号の規定により下記のとおり届け出ます。

届出者の職業 (法人の場合は、その業務の内容)			
土地の所在、地番、 地目及び地積	地目	地積	平方メートル
農地転用許可の年月 日及び番号	年	月	日 第 号
権利を有していた目的	<input type="checkbox"/> 自己の居住用 <input type="checkbox"/> 自己の業務用		
予定建築物等の用途			
権利の種類及び内容	種	類	内 容
	<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> その他()		
権利取得年月日	年	月	日
※ 受 付 欄			

備考 ※印のある欄は記載しないこと。

年 月 日

南砺市長

宛

住所
申請者 氏名（会社名） 印
TEL
FAX
担当者

都市計画法第 32 条の協議について

都市計画法第 32 条の規定により、（ ）地内における開発行為許可申請に際し、別添関係書類にて協議いたします。

開発区域に含まれる地域の名称	
開発区域の面積	m ²
地目	
予定建築物の用途	
自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	
都市計画法第 32 条に関する公共施設	

設 計 説 明 書

開発区域及び面積		南砺市 地内 A= m ²							
土地の現況	地目	区 分	宅 地	農 地	山 林	公共施設	その他	合 計	備 考
		面 積	m ²						
		比 率	%	%	%	%	%	100%	
	所有者	区 分	自己所有	買収予定	借 地	公共施設	その他	合 計	備 考
		面 積	m ²						
		比 率	%	%	%	%	%	100%	
	用途地域		地域 (%)			地域 (%)			
土地利用計画	区 分	宅 地	公衆用道路	公園緑地	雑種地	その他	合 計		
	面 積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
	比 率	%	%	%	%	%	100%		
	帰属管理者								
区画数 (分譲宅地)		区 画							
道路施設計画	区域外	接続道路名	道 ()		線 W=		m		
			道 ()		線 W=		m		
	区域内	区画道路	幅員 W=		m	延長 L=		m	
			幅員 W=		m	延長 L=		m	
	標準断面図								
	消雪施設計画		井戸の深さ	m	集水深さ	m	φ	mm/	
			ポンプ能力	kw	配 管	mm	m φ	mm/	
		揚 水 量	ℓ/分		mm				
道路に接するがけ面の保護		工 法							

下水道処理施設	生活雑排水処理計画	放流先の名称	
		放流先の管理者	
		構造・処理能力	
	し尿処理計画	放流先の名称	
		放流先の管理者	
		構造・処理能力	
	雨水排水処理計画	放流先の名称	
		放流先の管理者	
		構造・処理能力	
給水施設計画	上水道	管種名 ϕ mm/mm L= m	
	地下水	井戸の深さ m 集水深さ m ϕ mm/mm	
		ポンプ能力 kw 配管 m ϕ mm/mm 揚水量 l/分	
消防防災施設計画	防火水槽	m × m × m (m ³)	
	消火栓	ϕ mm/mm 基	
公園緑地施設計画	用地 m ² 箇所 施設（遊具） 樹木名・本数		
ごみ処理施設計画	面積 m ² 箇所	ごみ処理箇所図 ※別紙図面のとおり	
防犯灯設置計画	灯	配置図 別紙図面のとおり	
その他必要事項			

※ ごみ処理施設の設置を計画する場合には、周辺の既存ごみ処理施設を記載した平面図を作成し南砺市生活環境課と協議の上計画すること。

年 月 日

南砺市長

宛

住所

氏名

印

担当者

TEL :

FAX :

公共公益施設の管理引継ぎについて

年 月 日付けで開発行為の工事完了公告がなされましたので、都市計画法第 39 条の規定により、別添関係書類を添え、引継ぎいたします。

※添付書類 公共公益施設台帳

年 月 日

南砺市長

宛

住所

氏名

印

担当者

TEL :

FAX :

公共施設の用地の帰属について

年 月 日付けで開発行為の工事完了公告がなされましたので、
都市計画法第40条第2項の規定により、関係書類を添え、帰属いたします。

※添付書類 位置図、地形図、地籍測量図（写し）、登記簿謄本（写し）、公図、
登記原因証明情報及び承諾書（印鑑証明書付）、県報広告（写し）

年 月 日

南砺市長

宛

寄附者 住所

氏名 印

寄附申込書

下記物件を寄附したいので、採納くださるようお願いいたします。

1. 物件の表示（別紙図面添付）

土地	所在地	
	地目	
	地積	
建物	所在地	
	構造	
	面積	
その他の財産	種類 数量等	

2. 使用目的

3. 寄付後の維持管理

4. 条件
